

## 地域力強化推進事業の実施について

### 1 事業内容

来年度より、米子市社会福祉協議会に住民の地域福祉活動の支援を行う「コミュニティワーカー」を1名配置し、中心市街地の一部の公民館区域をモデル地区として、①住民主体の課題把握、課題解決の体制、②地域における包括的相談体制、③支援困難者に対する多機関の連携による支援体制の確立に向けた実証実験を行う。地域の活動拠点として公民館を活用する。

事業実施期間は2年間を想定し、期間終了後は当該事業の成果を分析し、全市展開を図っていく。

### 2 主な業務

#### (1) 地域会議の開催支援・ファシリテート

住民が地域の生活課題を把握し、その解決に向けて話し合うための地域会議の開催を支援する。

#### (2) 地区版地域福祉活動計画の策定支援

地域会議において、地域福祉活動の指針となる地区版地域福祉活動計画の策定支援を行う。支援は計画策定のみならず、進捗管理も含む。

#### (3) 住民主体の福祉活動や生活支援サービスの開発、運営支援

地域会議等で明らかになった地域課題の解決に向けた住民の取組を支援する。既存の取組の拡充も含む。(ふれあいいきいきサロン、在宅福祉員活動など)

#### (4) 地域住民への意識啓発や人材育成

福祉教育、研修の実施など。

#### (5) 地域の困り事相談の対応

公民館を有効活用し、地域住民の困り事を丸ごと受け止める仕組みをつくる。民生児童委員等の地域活動者と連携しながら、行政や各種サービスへのつなぎ、住民主体の支援活動への導き等を行う。

#### (6) 多機関との連携

次のような支援困難者のケースについて、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」(鳥取県が実施)に引継ぎ、協働支援を行う。

#### 「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」の支援対象者

精神障がい者や発達障がい者(又はその疑いがある者)であって、

- ①治療中断者
- ②未受診者
- ③ひきこもり状態の者
- ④長期入院後に退院して、病状が不安定な者
- ⑤世帯の中でトラブルを抱えており、特別な支援が必要と考えられる者
- ⑥その他通常の支援が難しい者